

平成28年度決算に基づく健全化判断比率の概要

健全化判断比率とは、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標からなり、それぞれ、早期健全化基準（イエローカード）、財政再生基準（レッドカード）が定められています。

各比率のいずれかが、定められた基準以上であった場合は、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられています。

（単位：％）

比率名	平成27年度 決算	平成28年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準	説 明
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率 （3か年平均）	13.4	13.1	25.0	35.0	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（前年度比0.3ポイント改善）
中核市順位	(43/47)	(45/48)			
将来負担比率	171.5	166.1	350.0	—	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率（前年度比5.4ポイント改善）
中核市順位	(47/47)	(48/48)			

- 【備考】・実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため、「—」と記載しています。
・平成28年度決算分の中核市順位は、各市の速報値を基に掲載しています。

各比率は、昨年度同様いずれも基準をクリアしています。

➤詳細は、次ページ以降をご覧ください。

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。実質的な赤字が市税等の標準的な一年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示す指標であり、数値が大きいほど、財政運営が厳しい状況であることを示しています。

【標準財政規模】

健全化判断比率を算定する際の基準額として用いられる額で、地方交付税算定上の地方公共団体の一般財源の標準規模に臨時財政対策債発行可能額を加算した額

平成28年度	75,022,708千円
(参考) 平成27年度	75,017,802千円

【一般会計等】

一般会計、住宅新築資金等貸付金特別会計、土地区画整理事業特別会計、市街地再開発事業特別会計、公共用地取得事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

(単位：千円)

平成28年度実質赤字比率	—	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
			$\frac{0}{75,022,708} \times 100$

(参考) 平成28年度実質黒字比率	0.56	=	$\frac{\text{一般会計等の実質黒字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
			$\frac{422,426}{75,022,708} \times 100$

平成27年度実質黒字比率	2.33	=	$\frac{\text{一般会計等の実質黒字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
			$\frac{1,752,138}{75,017,802} \times 100$

平成28年度決算における一般会計等の実質収支については、「422,426千円」の黒字であったことから、実質赤字比率は「—」表記としています。

なお、実質黒字額としては、平成27年度が「1,752,138千円」であったことから、「1,329,712千円」の減額となりましたので、参考比率として算出している実質黒字比率は1.77ポイントの悪化となります。

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字と黒字を合算して、奈良市全体の資金の不足の程度を指標化したものであり、数値が大きいほど、奈良市全体としての財政運営が厳しいことを示しています。

(単位：千円)

平成28年度連結実質赤字比率	—	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
			$\frac{0}{75,022,708} \times 100$

(参考) 平成28年度連結実質黒字比率	7.38	=	$\frac{\text{連結実質黒字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
			$\frac{5,538,519}{75,022,708} \times 100$

$$\text{平成27年度連結実質黒字比率} \quad 7.02 \quad = \quad \frac{\text{連結実質黒字額} \quad 5,267,096}{\text{標準財政規模} \quad 75,017,802} \times 100$$

【会計別収支】

○平成28年度実質収支額

会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引	繰り越すべき財源	実質収支額	27年度 実質収支額等
一般会計等	128,743,595	128,179,595	564,000	141,574	422,426	1,752,138
国民健康保険 特別会計	42,045,075	41,800,700	244,375	0	244,375	55,931
介護保険 特別会計	27,727,539	27,617,436	110,103	0	110,103	18,551
駐車場事業 特別会計	278,522	278,522	0	0	0	0
後期高齢者医療 特別会計	5,448,582	5,428,680	19,902	0	19,902	18,751

○公営企業会計(法適)にかかる資金不足額等

会計名	流動負債	控除企業債等	控除未払金等	控除引当金等	流動資産	控除財源	貸倒引当金	資金不足額 ・剰余額	27年度 実質収支額等
水道事業会計	2,338,240	853,575	0	109,050	5,203,659	14,461	49,487	3,863,070	2,669,904
都祁水道事業会計	214,054	201,806	0	1,006	22,286	0	0	11,044	24,455
月ヶ瀬簡易水道事業会計	26,427	20,327	0	801	51,341	0	0	46,042	33,770
下水道事業会計	3,872,258	3,508,660	0	19,304	907,389	11,075	24,781	576,801	362,377
病院事業会計	132,651	39,701	0	1,733	420,746	0	4,966	334,495	331,219

○公営企業会計(法非適)にかかる資金不足額等

会計名	歳出額	歳入額	繰越額	繰越額にかかる 未収入特定財源	資金不足額 ・剰余額	27年度 実質収支額等
針テラス事業 特別会計	89,798	59	0	0	▲ 89,739	0
連結実質収支額 合計					5,538,519	5,267,096

平成28年度決算における全ての会計の実質収支総額については、「5,538,519千円」の黒字であったことから、連結実質赤字比率は「一」表記としています。

なお、平成27年度が「5,267,096千円」の黒字であったことから、「271,423千円」黒字が増額したことになり、実質黒字比率としては、平成27年度の「7.02%」から平成28年度の「7.38%」へと0.36ポイント改善したことになります。

「針テラス事業特別会計」に資金不足額が生じ、「一般会計等」が、地方税の減収等により「1,329,712千円」黒字が減額となったものの、「水道事業会計」が、水道料金収入の増加等により「1,193,166千円」、「下水道事業会計」が、「214,424千円」、「国民健康保険特別会計」が、「188,444千円」黒字が増額となったことが収支が改善した主な要因となっています。

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。実質的な借入金の返済額が、市税等の標準的な一年間の収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、資金繰りの危険度を示しています。

【元利償還金】

借入金（地方債）の返済額及びその利子

【準元利償還金】

一般会計等が負担する特別会計の元利償還金など、元利償還金に準ずるとみなされるもの

【基準財政需要額算入額】

地方公共団体が1年間の標準的な行政を行うのに必要な経費として、普通交付税に算入された額

(単位：千円)

平成28年度 実質公債費比率	地方債の 元利償還金	準元利 償還金	特定財源	元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額
12.9	$= \frac{(18,921,122 + 2,150,819) - (3,352,811 + 9,258,440)}{75,022,708 - 9,258,440} \times 100$			
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	

(参考)

平成27年度 実質公債費比率	地方債の 元利償還金	準元利 償還金	特定財源	元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額
13.3	$= \frac{(18,721,485 + 2,571,473) - (3,357,529 + 9,168,270)}{75,017,802 - 9,168,270} \times 100$			
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	

単年度 指数	26年度	13.3%
	25年度	13.7%

26～28年度 3か年平均	13.1%
------------------	-------

25～27年度 3か年平均	13.4%
------------------	-------

区分	28年度	27年度	差額
地方債の元利償還金	18,921,122	18,721,485	199,637
準元利償還金	2,150,819	2,571,473	△ 420,654
特定財源	3,352,811	3,357,529	△ 4,718
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	9,258,440	9,168,270	90,170
合 計 (分 子)	8,460,690	8,767,159	△ 306,469

平成28年度決算に基づく実質公債費比率については、単年度で「12.9%」と前年度比0.4ポイントの改善となりました。

分子となる準元利償還金が前年度比「420,654千円」減額となったことや、控除項目である基準財政需要額算入額が前年度比「90,170千円」増額となったことが主な要因としてあげられます。

なお、本比率は、3か年平均で算出しますので、平成26年度から平成28年度決算までの3か年平均では「13.1%」となり、0.3ポイント改善しました。

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。奈良市が抱える実質的な負債の残高が、税等の標準的な一年間の収入に対してどのくらいの割合になるのかを示します。将来負担額には、地方債残高だけでなく、借入金ではないものの契約により支払いを約束したもの（都市再生機構への学校建設立替金等）、退職手当負担見込額等、奈良市が将来支払っていかなければならないものすべてを含めています。この比率が高いほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなります。

(単位：千円)

平成28年度 将来負担比率	将来負担額	充当可能基金	特定財源 見込額	地方債現在高 等に係る基準 財政需要額 算入見込額	
166.1	$\frac{(264,242,760) - (5,708,034 + 28,895,227 + 120,381,006)}{75,022,708 - 9,258,440} \times 100$				
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		

(参考)

平成27年度 将来負担比率	将来負担額	充当可能基金	特定財源 見込額	地方債現在高 等に係る基準 財政需要額 算入見込額	
171.5	$\frac{(271,182,487) - (5,796,525 + 31,398,947 + 121,016,633)}{75,017,802 - 9,168,270} \times 100$				
	標準財政規模		元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額		

【将来負担額】

区分	28年度	27年度	差額
地方債現在高	210,323,009	214,248,163	△ 3,925,154
債務負担行為に基づく支出予定額	29,230	35,066	△ 5,836
公営企業債等繰入見込額	32,474,985	36,082,820	△ 3,607,835
退職手当負担見込額	21,415,536	20,816,438	599,098
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
合 計	264,242,760	271,182,487	△ 6,939,727

【充当可能財源等】

区分	28年度	27年度	差額
充当可能基金	5,708,034	5,796,525	△ 88,491
充当可能特定財源	28,895,227	31,398,947	△ 2,503,720
基準財政需要額算入見込額	120,381,006	121,016,633	△ 635,627
合 計	154,984,267	158,212,105	△ 3,227,838

【公営企業債繰入見込額】

特別会計の地方債残高のうち、将来一般会計等が負担すると見込まれる額

平成28年度の将来負担比率については、「166.1%」となり前年度比5.4ポイントの改善となりました。

主な要因として、分子となる地方債現在高が「3,925,154千円」減額、公営企業債等繰入見込額が「3,607,835千円」減額、債務負担行為に基づく支出予定額が「5,836千円」減額したことにより将来負担額は、「6,939,727千円」の減額となりました。

また、将来負担額から控除される充当可能特定財源見込額が「2,503,720千円」減額、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が「635,627千円」減額、充当可能基金が「88,491千円」減額となりました。よって差引で分子となる負担額としては「3,711,889千円」の減額となり比率が改善されました。

【健全化判断比率の対象】

		一 般 会 計						
一般会計等	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付金特別会計 土地区画整理事業特別会計 市街地再開発事業特別会計 公共用地取得事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険特別会計 介護保険特別会計 駐車場事業特別会計 後期高齢者医療特別会計					
	公営企業会計	法適用公営企業	水道事業会計 都祁水道事業会計 月ヶ瀬簡易水道事業会計 下水道事業会計 病院事業会計					
		法非適用公営企業	針テラス事業特別会計					
一部事務組合・広域連合			山辺環境衛生組合 奈良県市町村総合事務組合 奈良県住宅新築資金等貸付金 					